

○公立大学法人福知山公立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

平成28年3月30日規則第66号

改正

平成28年7月25日規則第11号

公立大学法人福知山公立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、福知山市が設立する公立大学法人福知山公立大学（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項の規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務運営の基本方針
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- (4) その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(中期計画の認可の申請等)

第3条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに、市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 人事に関する計画
- (3) 積立金の使途
- (4) その他法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第5条 法第27条第1項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、法第27条第1項後段の規定により年度計画の変更を届け出るときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績の報告)

第6条 法人は、法第28条第1項の規定により評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に公立大学法人福知山公立大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第7条 法29条第1項の事業報告書においては、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標に係る業務の実績の報告)

第8条 法人は、法第30条第1項の規定により評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後3月以内に評価委員会に提出しなければならない。

(会計処理)

第9条 市長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産について、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 法人は、前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理)

第10条 市長は、法人が業務のため保有し、又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）について、除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定することができる。

（財務諸表）

第11条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（財務諸表等の閲覧期間）

第12条 法第34条第4項の規則で定める期間は、6年間とする。

（剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認の手続）

第13条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（1）承認を受けようとする金額

（2）前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（積立金の処分に関する承認の手続）

第14条 法人は、法第40条第4項の承認を受けようとするときは、当該中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）の次の事業年度の6月30日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（1）承認を受けようとする金額

（2）前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（納付金の納付の手続）

第15条 法人は、法第40条第6項の残余があるときは、同項の規定により納付しなければならない額（以下「納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、市長が別に定める日までに、これを市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

（納付金の納付期限）

第16条 納付金は、市長が別に定める日までに納付しなければならない。

（短期借入金の認可の申請）

第17条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定による認可又は同条第2項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（1）借入れを必要とする理由

（2）借入金の額

（3）借入先

（4）借入金の利率

（5）借入金の償還の方法及び期限

（6）利息の支払の方法及び期限

（7）その他市長が必要と認める事項

（重要な財産の処分等の認可の申請）

第18条 法人は、法第44条第1項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（1）譲渡又は担保の提供（以下「処分等」という。）に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等しようとする場合にあっては、適正な見積価格）

- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由
(市が出資した土地及び建物の処分等に係る協議)

第19条 法人は、市が出資した土地又は建物の全部又は一部の処分等を行おうとするとき（法42条の2第2項及び法第44条第1項の規定により認可を受けて処分等を行おうとするときを除く。）は、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

2 前項の規定による協議は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 処分等に係る土地又は建物の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行おうとする場合にあっては、適正な見積価額）
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 法人の成立後最初に作成する中期計画に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の最初の事業年度の開始の日の30日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」と読み替える。

3 法人の成立の際法第6条第3項の規定により法人に出資された財産のうち償却資産については、第9条第1項の規定による指定があったものとみなす。

附 則（平成28年7月25日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。